

報告事項 ウ

件名	令和元年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
提出理由	令和元年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、別紙のとおり報告します。
概要	<p>1 調査対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間</p> <p>2 調査項目、調査対象及び調査結果の概要（カッコ内は前年度）</p> <p>(1) いじめ<小・中・高等学校及び特別支援学校> いじめの認知件数は22,901件（18,259件）であり、児童生徒の1,000人当たりの認知件数は34.2件（27.0件）である。</p> <p>(2) 暴力行為<小・中・高等学校> 暴力行為の発生件数は、4,601件（3,509件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.9件（5.2件）である。</p> <p>(3) 不登校<小・中・高等学校> 小・中学校の不登校児童生徒数は8,275人（7,584人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は15.2人（13.9人）である。 高等学校の不登校生徒数は2,179人（2,594人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は18.7人（21.8人）である。</p> <p>(4) 中途退学<高等学校> 中途退学者数は1,333人（1,412人）であり、中途退学者の割合は1.1%（1.2%）である。</p> <p>(5) 自殺<小・中・高等学校> 自殺した児童生徒数は、15人（20人）である。</p>

（生徒指導課）

令和元年度

埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

令和2年12月 埼玉県教育委員会

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

2 調査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間

3 調査項目及び調査対象

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| I いじめ | (1) いじめの認知件数
(2) いじめの態様別状況
(3) 学年別いじめの認知件数
(4) いじめを認知した学校の状況
(5) いじめの発見のきっかけ
(6) アンケート調査の実施状況
(7) いじめの重大事態の発生件数 | Ⅲ 不登校 | (1) 小・中学校における不登校児童生徒数
(2) 小・中学校における学年別不登校児童生徒数
(3) 小・中学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数
(4) 高等学校における不登校生徒数
(5) 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数
(6) 不登校の要因 |
| Ⅱ 暴力行為 | (1) 暴力行為の発生件数
(2) 暴力行為の態様別発生件数
(3) 暴力行為の加害児童生徒数
(4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数 | Ⅳ 中途退学 | (1) 高等学校における中途退学の状況
(2) 学年別中途退学者数
(3) 中途退学の事由 |
| | | Ⅴ 自殺 | (1) 自殺の状況 |

調査結果を受けて

I いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は22,901件（前年度18,259件）であり、前年度比25.4%増加している。学校種別に見てみると、小学校が大きく増加している。増加の要因については、児童生徒の被害性に着目し、いじめとして積極的に認知していくという考え方が浸透してきているためと捉えている。
- いじめの重大事態発生件数は41件（前年度23件）であり、増加している。重大事態の増加は憂慮すべき状況であるが、法に基づき、取り上げるものは適切に取り上げなければならないと捉えている。
- 各学校においては、それぞれの教職員がアンテナを高くして、児童生徒のささいな変化や悩みを見逃さないようにすることが重要である。また、いじめを認知した時は、個人の教員で決して抱え込むことなく学校全体で組織的に対応することが必須である。あわせて、家庭との連携を密にするとともに、個々の状況に応じて専門家や関係機関等と連携しながら、教育相談体制を充実させるよう取り組んでいく。

II 暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は4,601件（前年度3,509件）であり、前年度比31.1%増加している。特に小学校における増加が著しく、背景には、いじめの積極的な認知と合わせて、それに伴うこともある暴力行為も広く認知していくよう努めていることが、増加につながっていると考えられる。
- 暴力行為等の背景には、人間関係や家庭環境、発達上の課題や精神面の不安定さ、学習への取組状況など、様々な背景がある。表出した「暴力」という行為だけに目を向けるのではなく、生徒一人一人が抱えている背景を捉えた指導や支援が必要である。そのためには、より一層学校間の連携や家庭、医療機関や警察等との連携による教育相談体制を充実させるよう取り組んでいく。

調査結果を受けて

Ⅲ 不登校

- 小・中学校での不登校児童生徒数は8,275人（前年度7,584人）であり、前年度比9.1%増加している。高等学校における不登校生徒数は、2,179人（前年度2,594人）であり、前年度比16.0%減少している。
- 小・中学校の不登校児童生徒数が増加していることは憂慮すべきことではあるが、不登校に対する社会の見方が「問題行動」から「理解し、受容するもの」へと変化していることから、専門家や外部機関等と連携をしながら登校復帰への支援等に更に取り組んでいく。

Ⅳ 中途退学

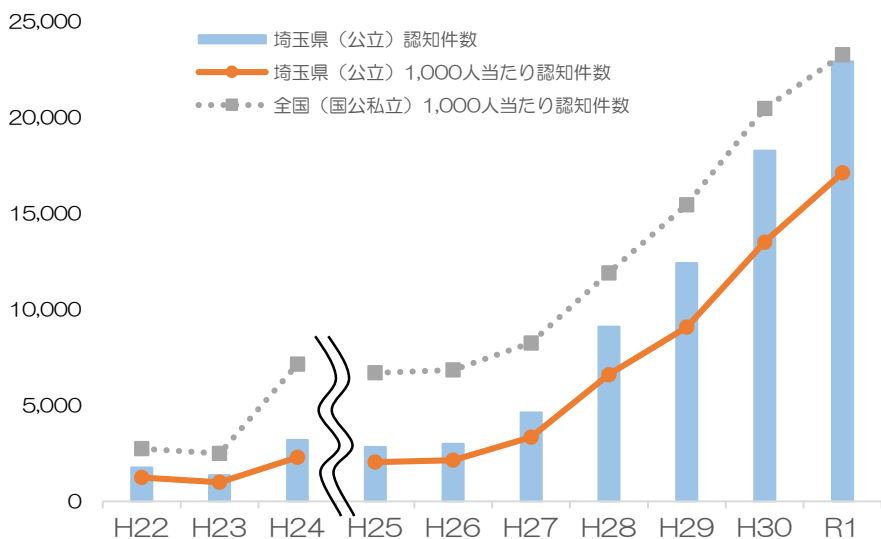
- 高等学校における中途退学者数は、1,333人（前年度1,412人）であり、在籍者数に占める割合は1.1%（前年度1.2%）である。学年別に見ると、1年生に多い傾向がある。
- 要因として、学校生活に意義を見出せないことや、新たな人間関係の構築のつまずきなどが挙げられる。学校間の連携を充実させるとともに、変化や懸念のある生徒を校内で共有し、個々の状況に応じて適応のための指導・支援を行っていくなど、教育相談体制を充実させるよう取り組んでいく。

Ⅴ 自殺

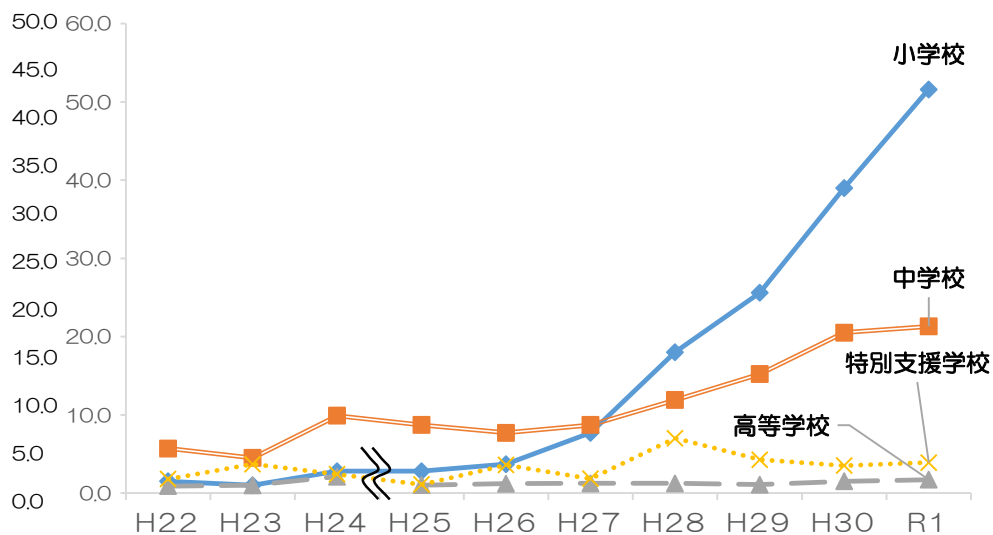
- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は15人（前年度20人）であり、依然として憂慮すべき状況である。
- 周囲から見ても普段の生活の様子と変わらないなど、置かれていた状況が「不明」であった事案が多いが、教職員一人一人がアンテナを高く張り、児童生徒のささいな変化を見逃さないことが重要である。今後、専門家の知見も取り入れながら、あらゆる機会を通じて教職員の知識や専門性の向上に取り組んでいく。
- 児童生徒が自ら助けを求めたり、友人の危機を周囲に相談したりするなど、メンタルヘルスに関する知識と援助希求の意識の向上が重要と捉えている。加えて、児童生徒が、学校や保護者に直接相談しづらい悩みや不安もあることから、24時間の電話相談やSNS相談など学校以外の相談窓口も併せて活用し、問題を抱える児童生徒の早期発見、早期対応に引き続き取り組んでいく。

I いじめ (1) いじめの認知件数

いじめの認知件数の推移



1,000人当たりのいじめの認知件数の推移



いじめの認知件数

埼玉県(公立)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	580	383	1,083	1,074	1,389	2,860	6,708	9,494	14,420	18,901
中学校	1,072	850	1,848	1,622	1,438	1,615	2,178	2,750	3,633	3,766
高等学校	105	118	254	131	155	156	155	133	179	204
特別支援学校	10	22	15	7	25	13	51	32	27	30
合計	1,767	1,373	3,200	2,834	3,007	4,644	9,092	12,409	18,259	22,901

1,000人当たりのいじめの認知件数

埼玉県(公立)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	1.5	1.0	2.8	2.8	3.7	7.7	18.0	25.6	39.0	51.6
中学校	5.7	4.5	9.9	8.7	7.7	8.7	11.9	15.2	20.5	21.3
高等学校	0.9	1.0	2.1	1.0	1.2	1.2	1.2	1.1	1.5	1.7
特別支援学校	1.8	3.7	2.4	1.1	3.6	1.8	7.0	4.3	3.5	3.9
合計	2.5	2.0	4.6	4.1	4.3	6.7	13.2	18.2	27.0	34.2

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は22,901件（前年度18,259件）であり、前年度に比べて25.4%増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は34.2件（前年度27.0件）である。
- 学校種別では、特に小学校における増加が著しい。

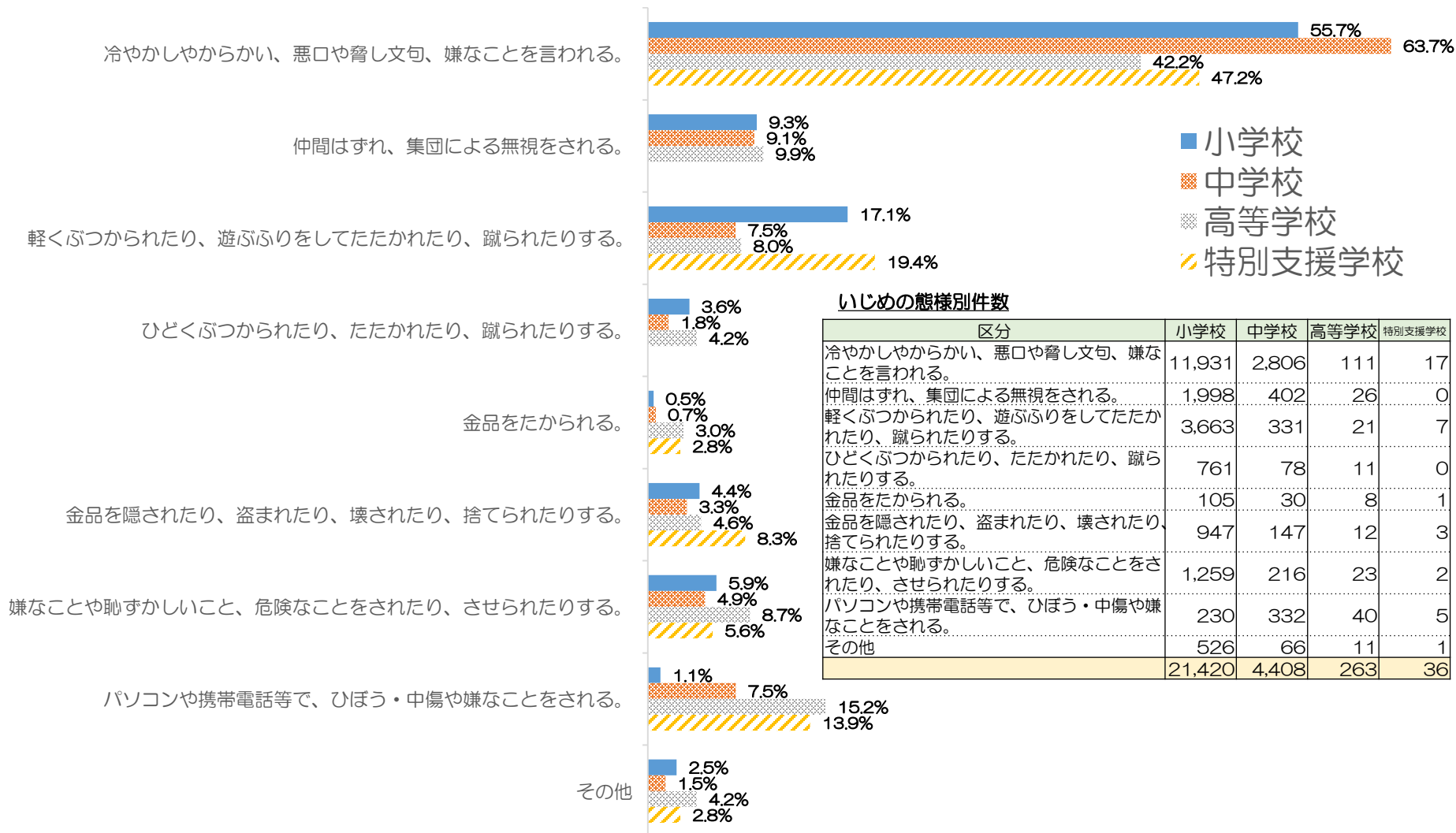
※ 平成25年度からは高等学校通信制課程も調査

全国(国公立)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	5.3	4.8	17.4	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8
中学校	9.4	8.6	17.8	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8
高等学校	2.1	1.8	4.8	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4
特別支援学校	3.1	2.7	6.4	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	21.7
合計	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5

I いじめ (2) いじめの態様別状況

- いじめの態様では、全ての学校種で「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。
- 小・中・高等学校と年齢が上がるにつれて、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の割合が高くなっている。

いじめの態様別件数 構成比 ※複数回答可



いじめの態様別件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	11,931	2,806	111	17
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,998	402	26	0
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3,663	331	21	7
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	761	78	11	0
金品をたかられる。	105	30	8	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	947	147	12	3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,259	216	23	2
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	230	332	40	5
その他	526	66	11	1
合計	21,420	4,408	263	36

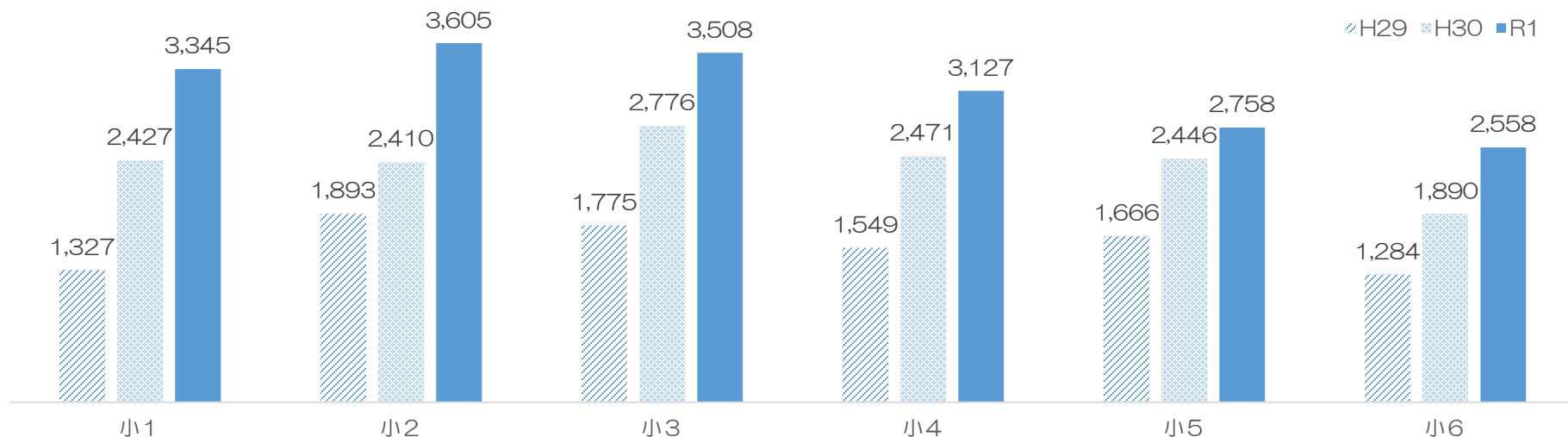
I いじめ

(3) 学年別いじめの認知件数

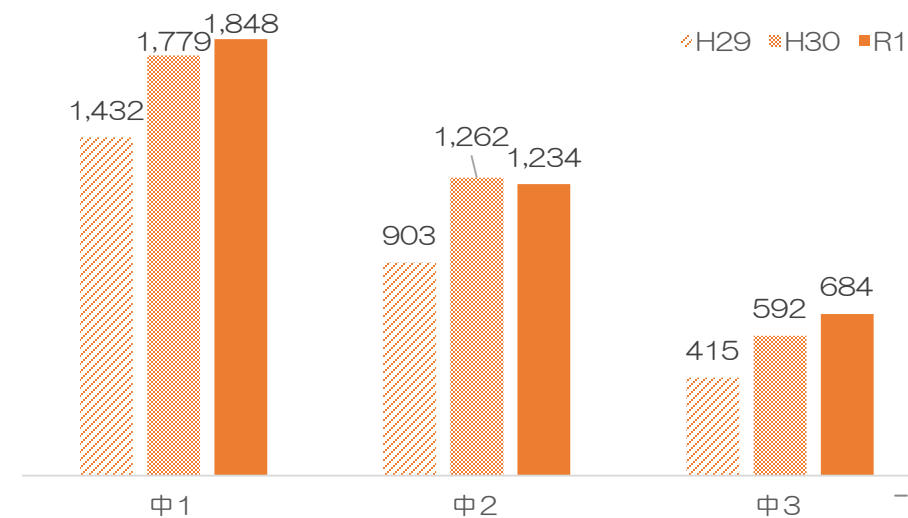
※特別支援学校を除く

- 学年別いじめの認知件数では、小学校において全学年で増加している。
- 中学校、高等学校においては1年生の認知件数が多い。

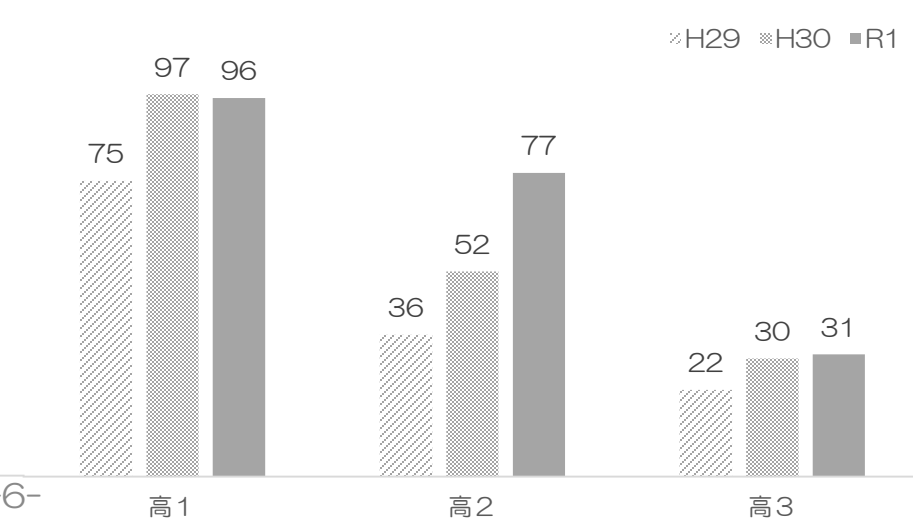
小学校



中学校



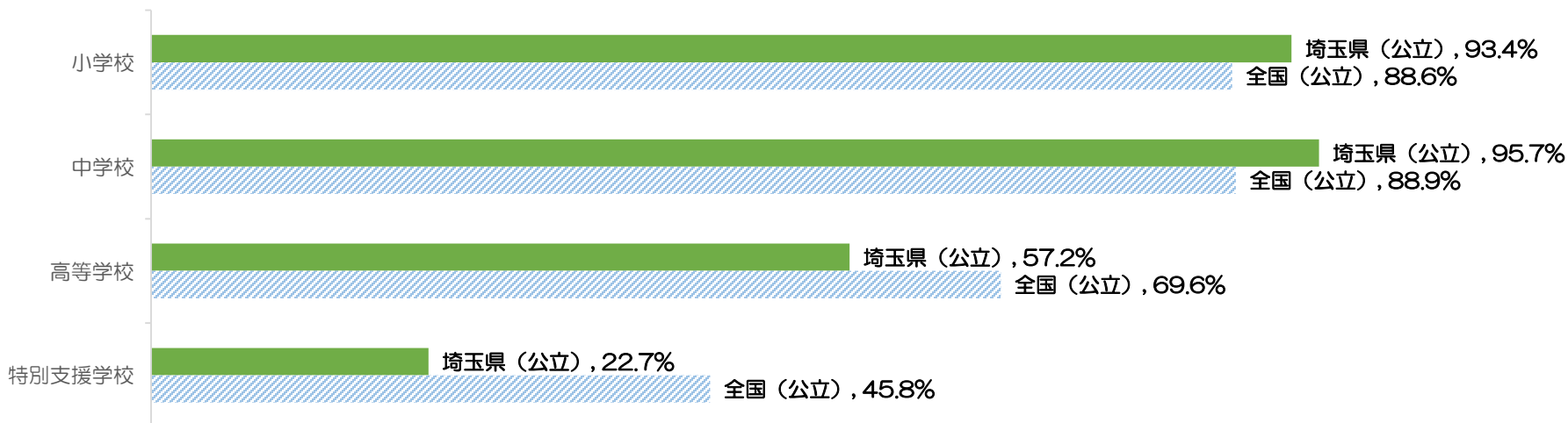
高等学校 ※4年生・4年次生以降は3年生を含む



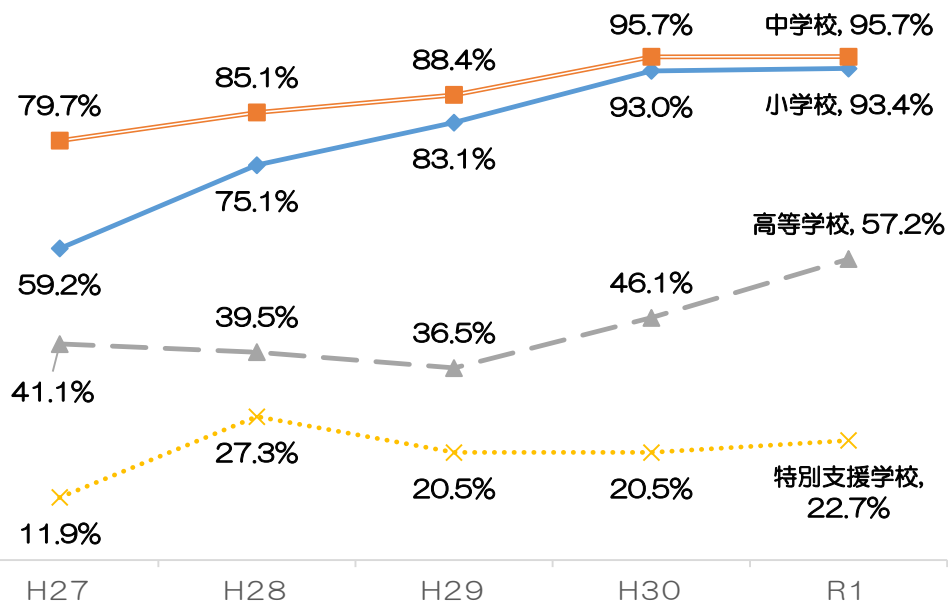
I いじめ

(4) いじめを認知した学校の状況

いじめを認知した学校数の割合



いじめを認知した学校数の割合の推移



いじめを認知した学校数

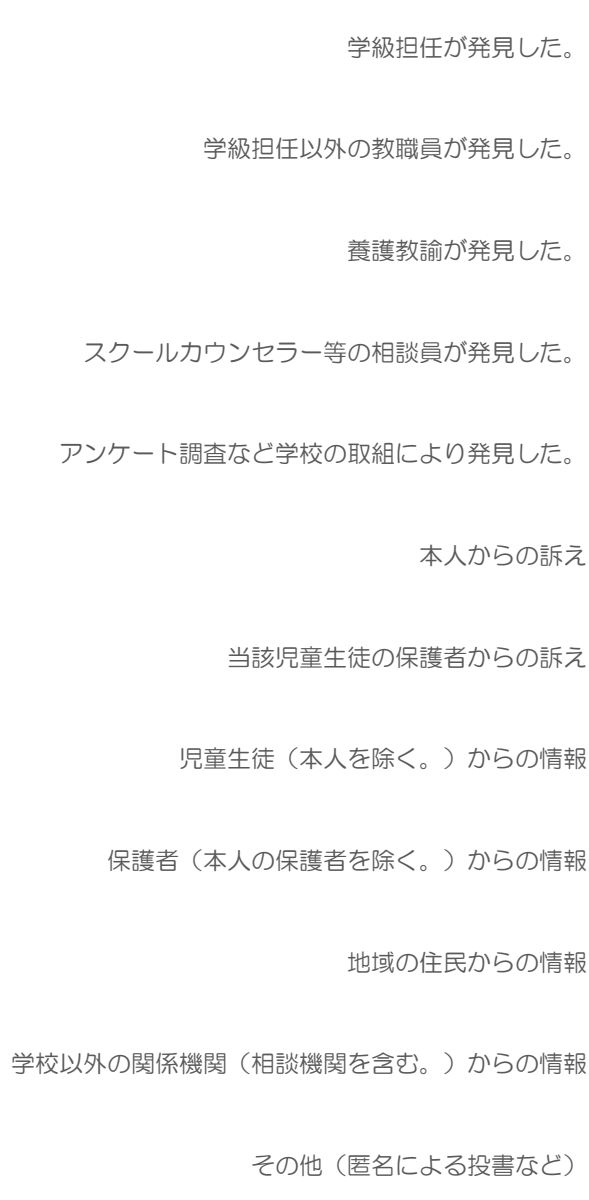
埼玉県（公立）	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	482	611	676	754	756
中学校	334	353	367	397	399
高等学校	69	66	61	76	95
特別支援学校	5	12	9	9	10
合計	890	1,042	1,113	1,236	1,260

- いじめを認知した学校数は、小・中・高等学校において増加傾向にある。
- 高等学校及び特別支援学校においては、認知校数の割合が全国に比べて低い。

I いじめ

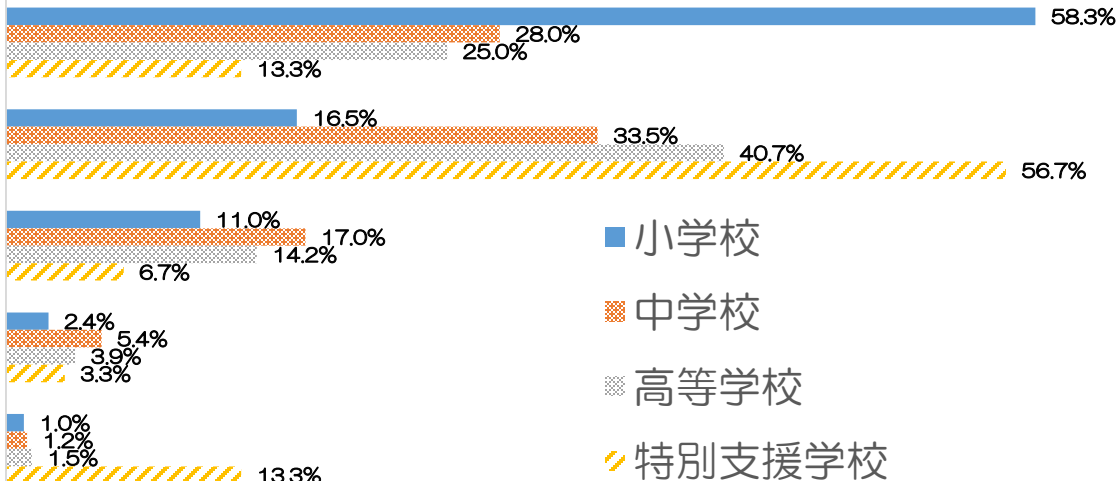
(5) いじめの発見のきっかけ

いじめの発見のきっかけ 構成比



いじめの発見のきっかけ 区分別件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学級担任が発見した。	1,771	357	16	1
学級担任以外の教職員が発見した。	167	161	9	1
養護教諭が発見した。	37	15	1	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	15	14	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見した。	11,027	1,054	51	4
本人からの訴え	3,117	1,263	83	17
当該児童生徒の保護者からの訴え	2,079	639	29	2
児童生徒（本人を除く。）からの情報	456	204	8	1
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	193	45	3	4
地域の住民からの情報	17	2	0	0
学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	15	5	4	0
その他（匿名による投書など）	7	7	0	0
合計	18,901	3,766	204	30



○ いじめの発見のきっかけでは、小学校において「アンケート調査など学校の取組により発見した。」の割合が高い。認知した件数は11,027件になる。

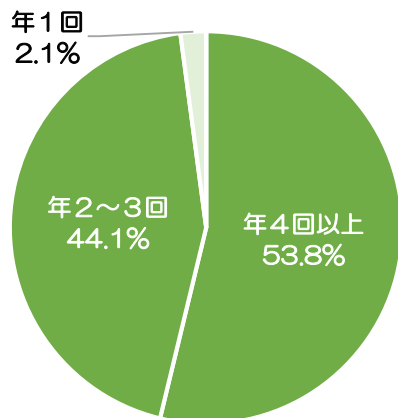
I いじめ

(6) アンケート調査の実施状況

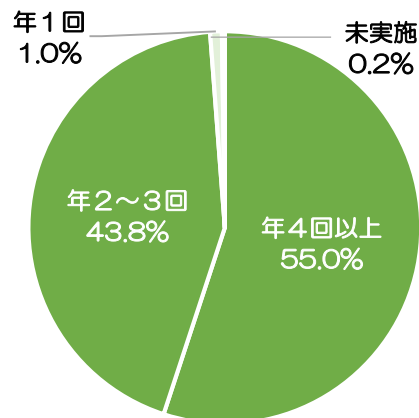
○ アンケート調査の実施頻度では、高等学校及び特別支援学校における「年2～3回」「年4回以上」の割合が小・中学校や全国に比べて低い。

埼玉県（公立）

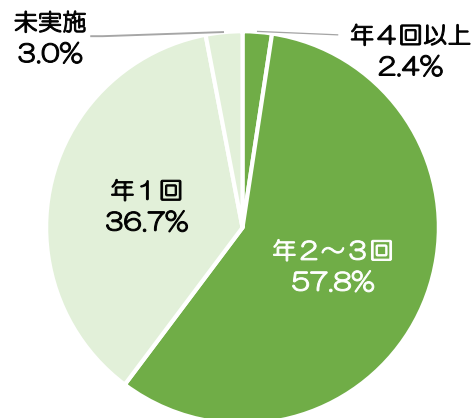
小学校



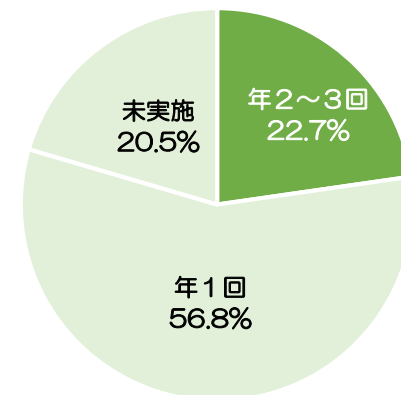
中学校



高等学校

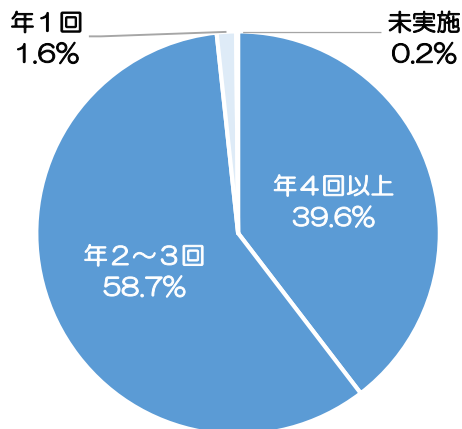


特別支援学校

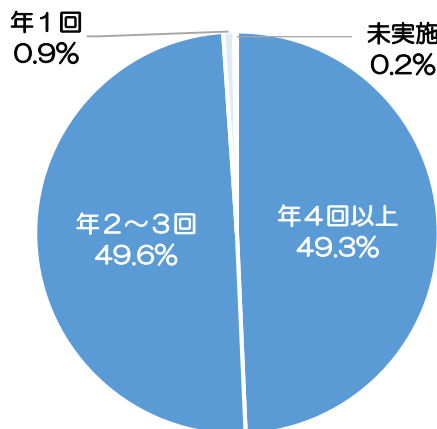


全国（公立）

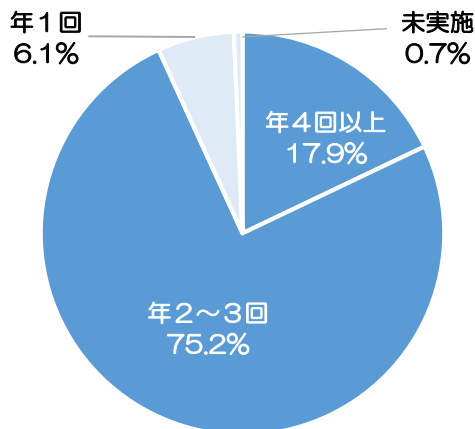
小学校



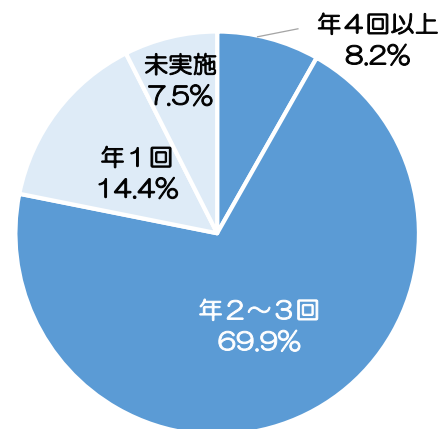
中学校



高等学校



特別支援学校



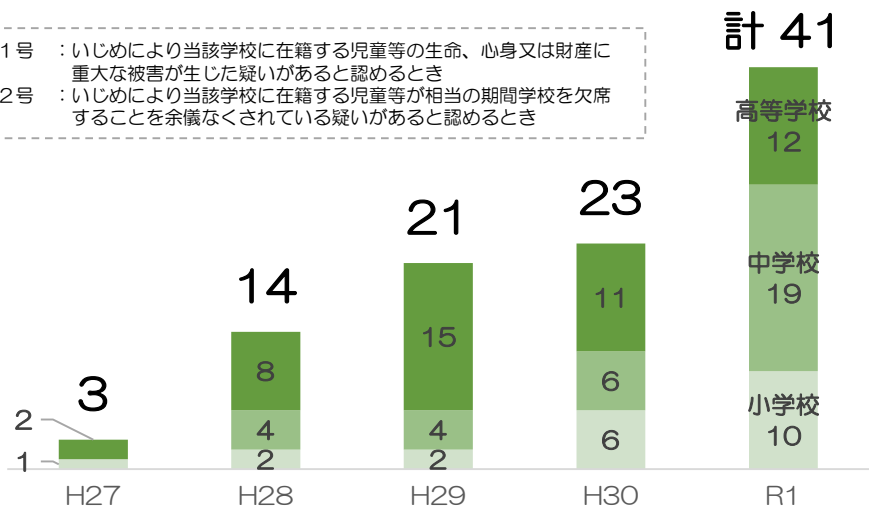
I いじめ

(7) いじめの重大事態の発生件数

- いじめの重大事態の発生件数は、小・中学校で増加している。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは23件（前年度10件）、第2号に規定するものは25件（前年度17件）である。

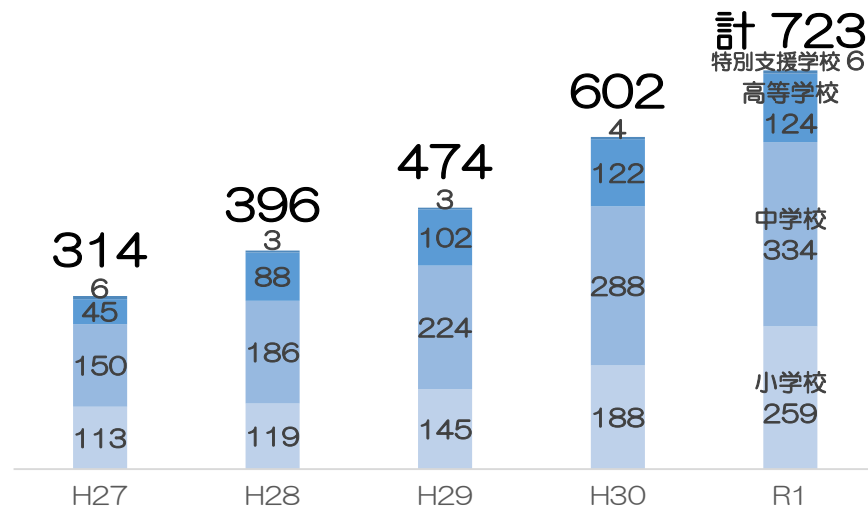
埼玉県（公立）

- 1号：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 2号：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



埼玉県（公立）		H27	H28	H29	H30	R1
小学校	発生件数	1	2	2	6	10
	1号	0	2	1	2	7
	2号	1	0	1	4	5
中学校	発生件数	0	4	4	6	19
	1号	0	2	4	1	7
	2号	0	4	0	5	14
高等学校	発生件数	2	8	15	11	12
	1号	1	3	8	7	9
	2号	1	6	11	8	6
特別支援学校	発生件数	0	0	0	0	0
	1号	0	0	0	0	0
	2号	0	0	0	0	0
合計	発生件数	3	14	21	23	41
	1号	1	7	13	10	23
	2号	2	10	12	17	25

全国（国公立）

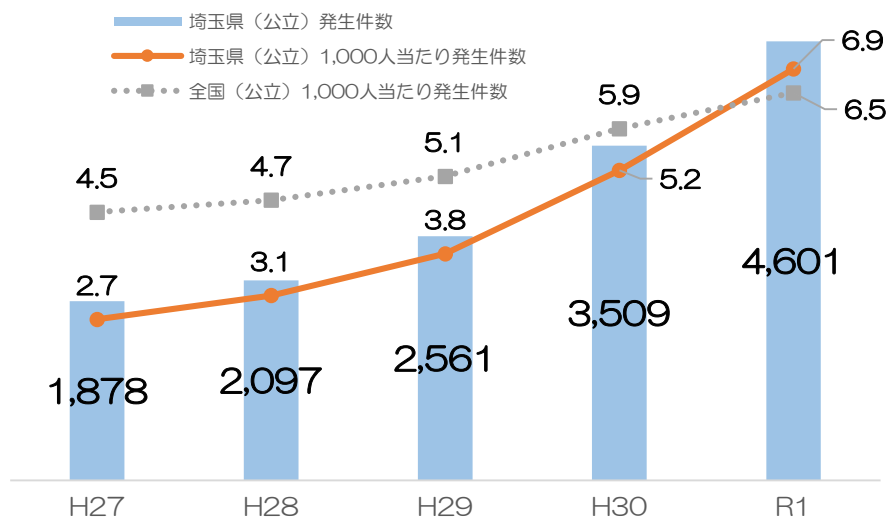


全国（国公立）		H27	H28	H29	H30	R1
小学校	発生件数	113	119	145	188	259
	1号	40	42	46	83	99
	2号	86	92	116	134	196
中学校	発生件数	150	186	224	288	334
	1号	61	83	104	124	137
	2号	104	128	143	205	233
高等学校	発生件数	45	88	102	122	124
	1号	25	35	40	62	61
	2号	27	59	71	78	86
特別支援学校	発生件数	6	3	3	4	6
	1号	4	1	1	1	4
	2号	2	2	2	3	2
合計	発生件数	314	396	474	602	723
	1号	130	161	191	270	301
	2号	219	281	332	420	517

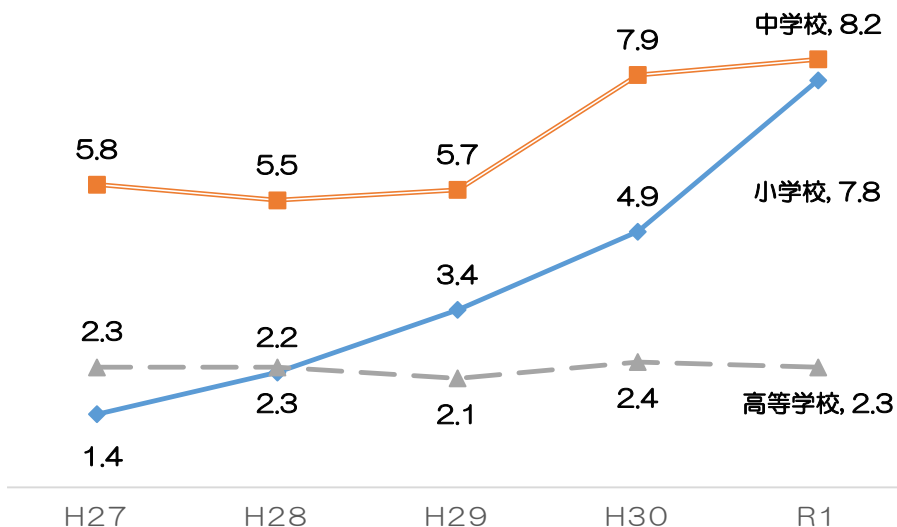
Ⅱ 暴力行為

(1) 暴力行為の発生件数

暴力行為の発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為の発生件数の推移



暴力行為の発生件数

埼玉県（公立）	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	505	810	1,264	1,821	2,877
中学校	1,081	1,002	1,038	1,396	1,447
高等学校	292	285	259	292	277
合計	1,878	2,097	2,561	3,509	4,601

1,000人当たりの暴力行為の発生件数

埼玉県（公立）	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	1.4	2.2	3.4	4.9	7.8
中学校	5.8	5.5	5.7	7.9	8.2
高等学校	2.3	2.3	2.1	2.4	2.3
合計	2.7	3.1	3.8	5.2	6.9

全国（公立）	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	2.6	3.5	4.4	5.7	6.8
中学校	10.0	9.2	8.9	9.3	9.1
高等学校	2.0	1.9	1.9	2.2	2.1
合計	4.5	4.7	5.1	5.9	6.5

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は4,601件（前年度3,509件）であり、前年度に比べて31.1%増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.9件（前年度5.2件）である。
- 学校種別では、特に小学校における増加が著しい。中学校では微増し、高等学校では微減している。

※ 暴力行為の調査について

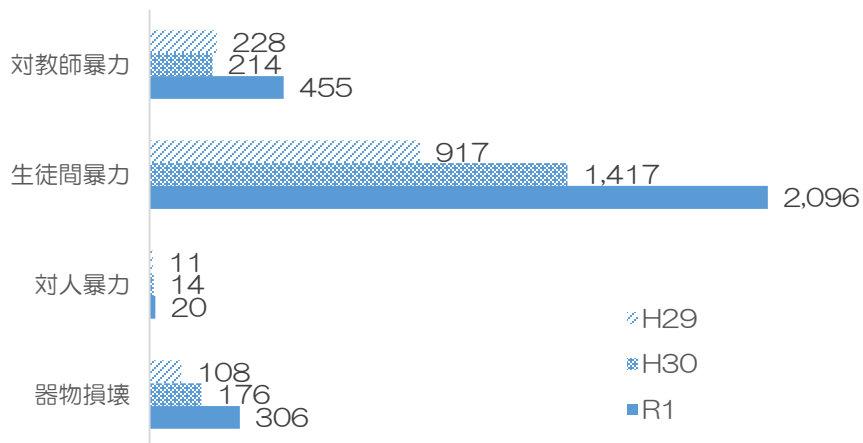
「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」暴力行為に該当するものを全て対象とする。

Ⅱ 暴力行為

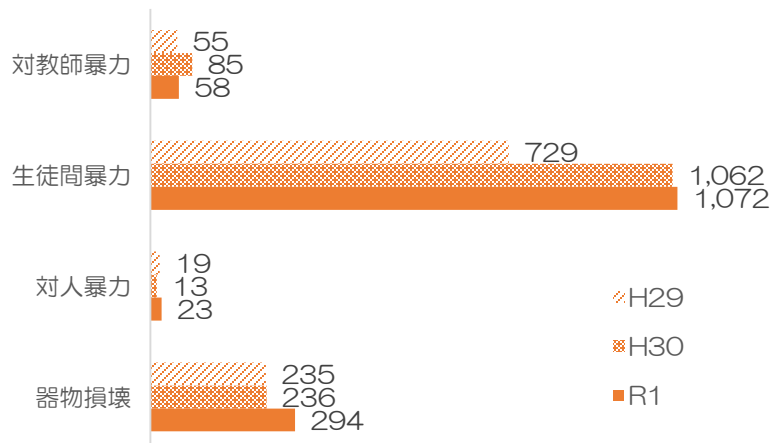
(2) 暴力行為の態様別発生件数

- いずれの学校種においても、生徒間暴力が最も多い。
- 小学校においては、生徒間暴力だけでなく、対教師暴力・器物損壊についても大きく増加している。

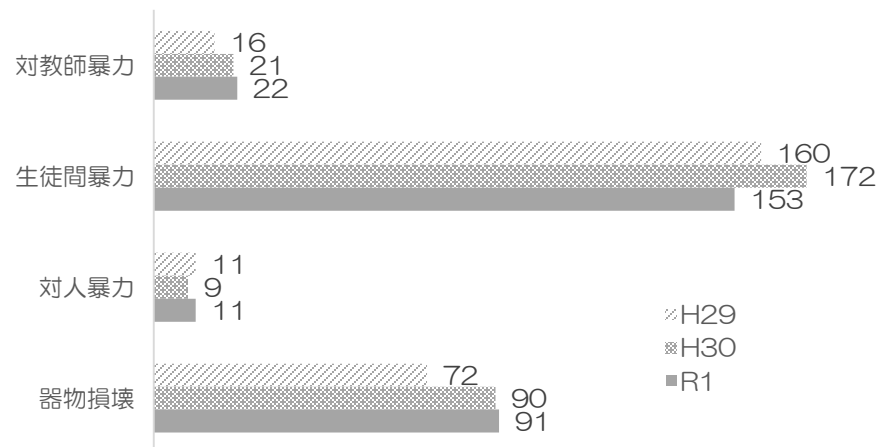
小学校



中学校



高等学校



小学校	H27	H28	H29	H30	R1
対教師暴力	58	102	228	214	455
生徒間暴力	347	586	917	1,417	2,096
対人暴力	10	13	11	14	20
器物損壊	90	109	108	176	306
合計	505	810	1,264	1,821	2,877

中学校	H27	H28	H29	H30	R1
対教師暴力	89	40	55	85	58
生徒間暴力	693	727	729	1,062	1,072
対人暴力	28	16	19	13	23
器物損壊	271	219	235	236	294
合計	1,081	1,002	1,038	1,396	1,447

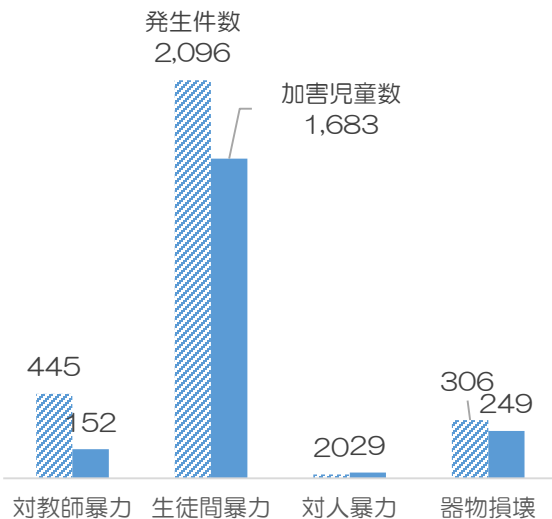
高等学校	H27	H28	H29	H30	R1
対教師暴力	16	13	16	21	22
生徒間暴力	205	197	160	172	153
対人暴力	13	5	11	9	11
器物損壊	58	70	72	90	91
合計	292	285	259	292	277

Ⅱ 暴力行為

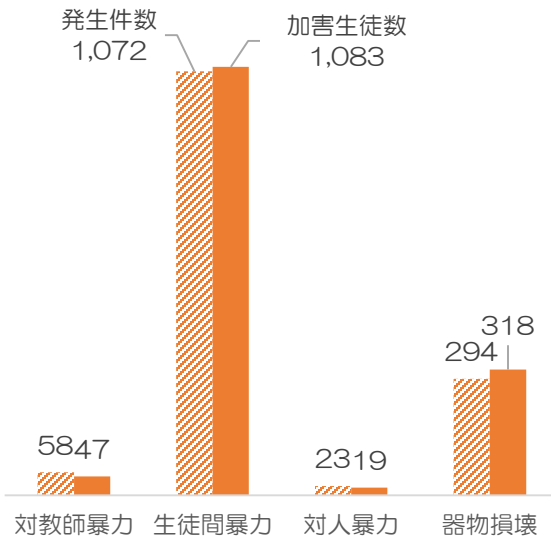
(3) 暴力行為の加害児童生徒数

- 小学校では、同じ児童が繰り返し暴力行為を行っている傾向がある。
- 中学校では、加害生徒数の12.4%が2回以上の暴力行為を行っているが、複数の生徒で暴力行為を行っている傾向も見られる。
- 高等学校では、特に生徒間暴力において複数の生徒で暴力行為を行っている傾向が見られる。

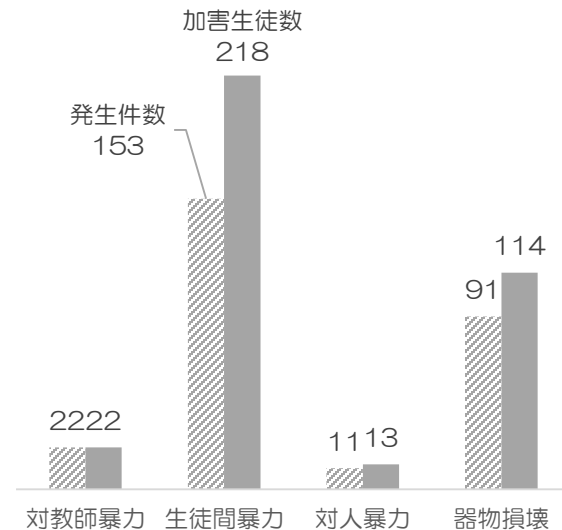
小学校



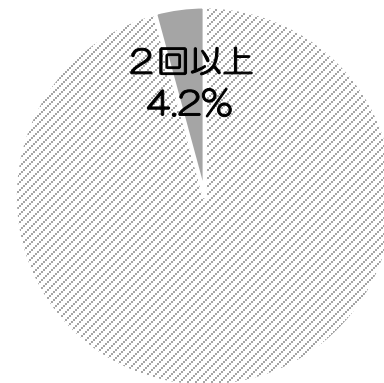
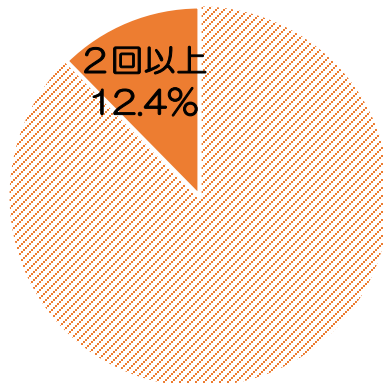
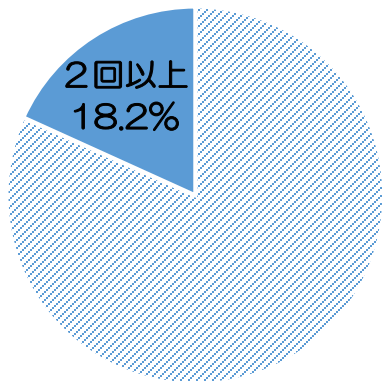
中学校



高等学校



加害児童生徒数のうち、暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合

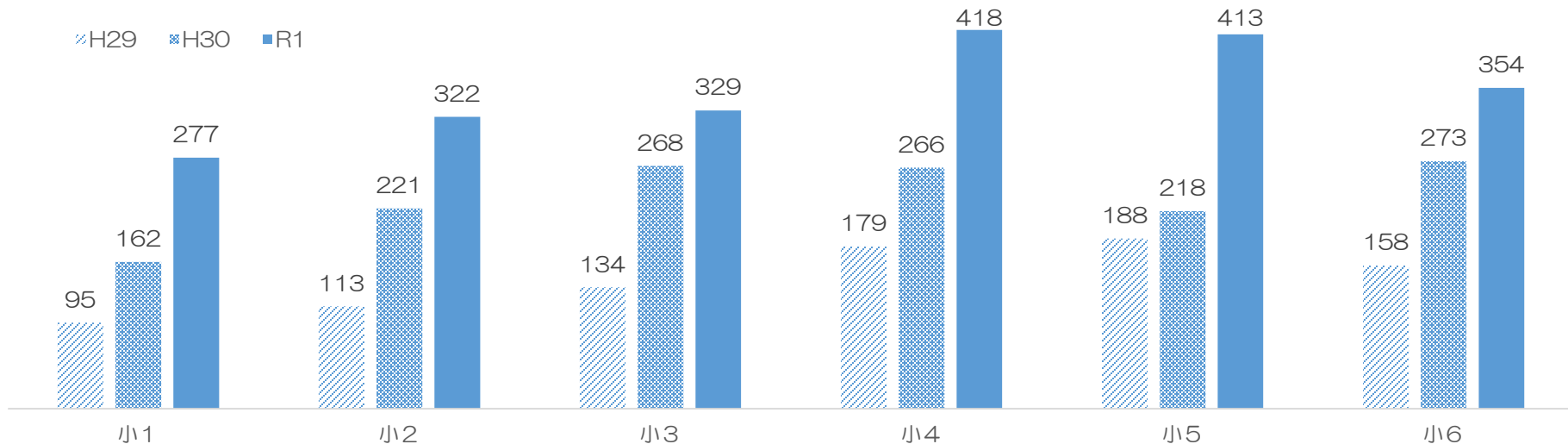


Ⅱ 暴力行為

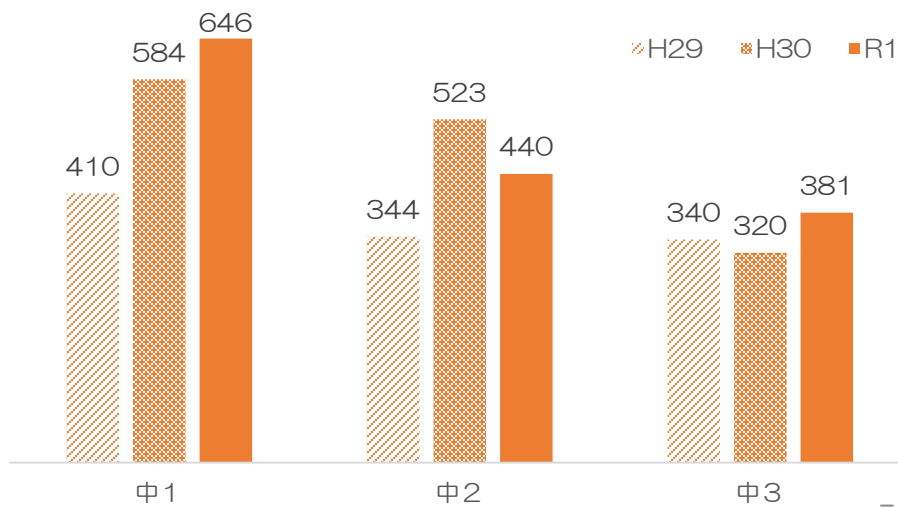
(4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数

- 学年別加害児童生徒数では、小学校において全学年で増加している。
- 中学校、高等学校においては1年生の加害生徒数が多い。

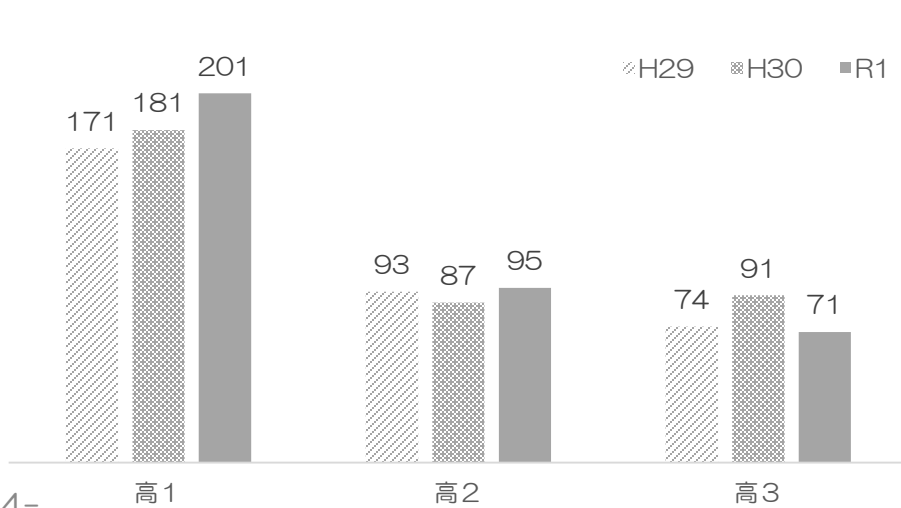
小学校



中学校



高等学校 ※4年生・4年次生以降は3年生に含む

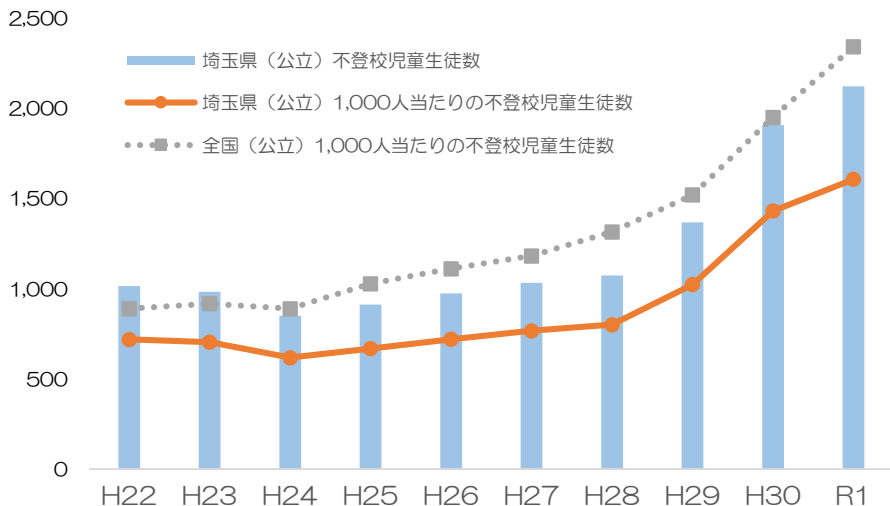


Ⅲ 不登校

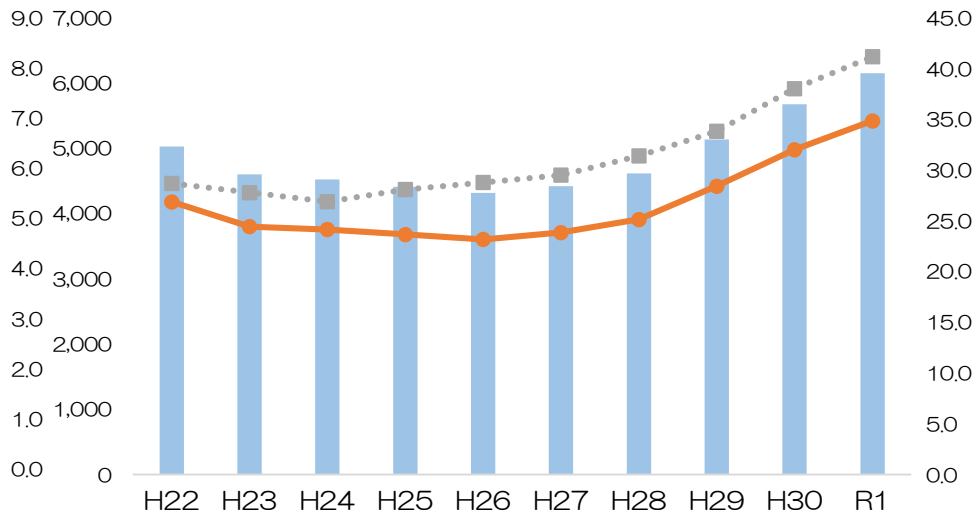
(1) 小・中学校における不登校児童生徒数

- 小・中学校での不登校児童生徒数は8,275人（前年度7,584人）であり、前年度に比べて9.1%増加している。
- 1,000人当たりの不登校児童生徒数は15.2人（前年度13.9人）であり、全国と同様に増加傾向である。

不登校児童数の推移（小学校）



不登校生徒数の推移（中学校）



不登校児童生徒数

埼玉県（公立）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	1,014	982	850	912	974	1,032	1,073	1,368	1,906	2,121
中学校	5,031	4,604	4,526	4,414	4,318	4,420	4,617	5,138	5,678	6,154
合計	6,045	5,586	5,376	5,326	5,292	5,452	5,690	6,506	7,584	8,275

1,000人当たりの不登校児童生徒数

埼玉県（公立）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	2.6	2.5	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.7	5.2	5.8
中学校	26.9	24.4	24.2	23.7	23.2	23.9	25.2	28.4	32.0	34.9
合計	10.4	9.7	9.4	9.4	9.4	9.8	10.2	11.8	13.9	15.2

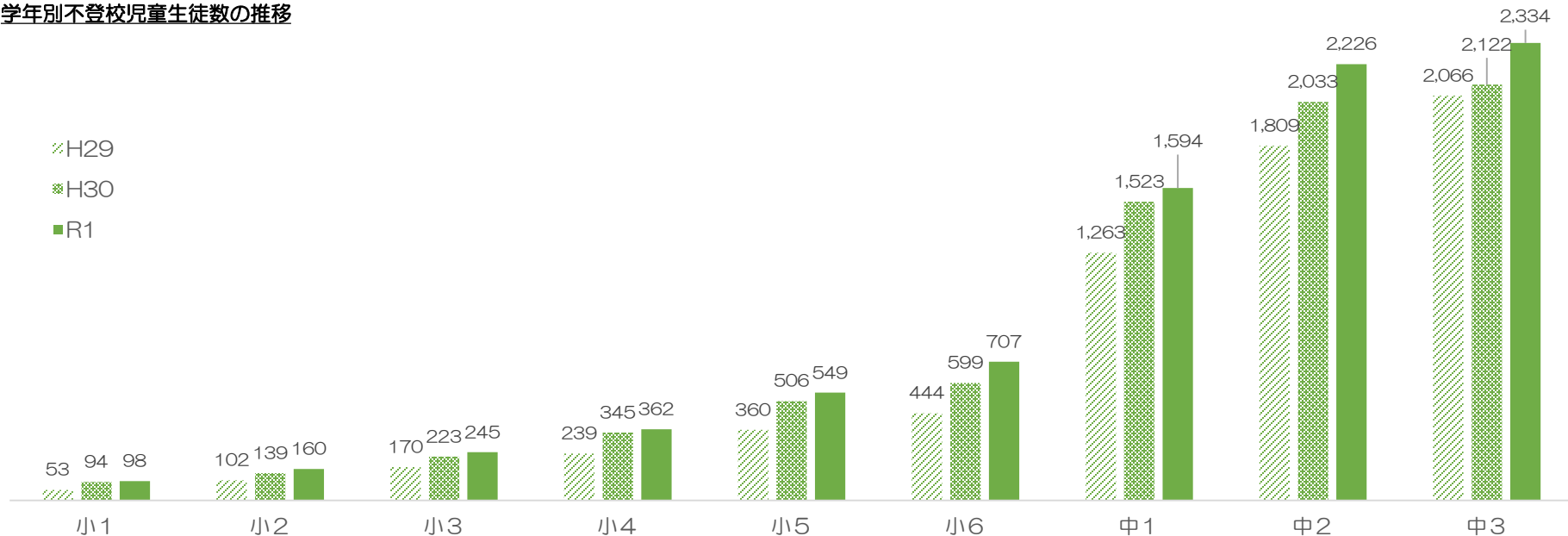
全国（公立）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	3.2	3.3	3.2	3.7	4.0	4.3	4.7	5.5	7.0	8.4
中学校	28.7	27.8	26.9	28.1	28.8	29.5	31.4	33.8	38.1	41.2
合計	11.5	11.3	11.0	11.8	12.2	12.7	13.6	14.7	17.0	19.0

Ⅲ 不登校

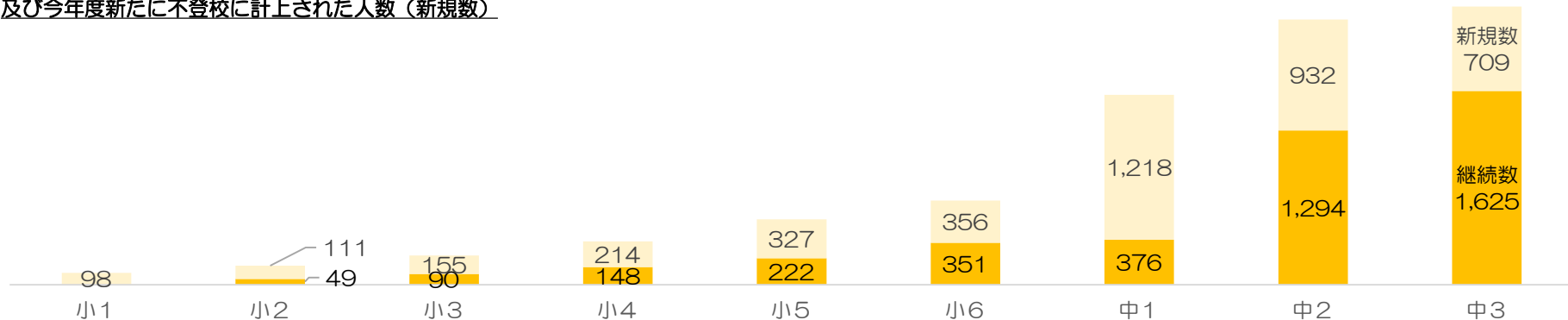
(2) 小・中学校における学年別不登校児童生徒数

- 小・中学校における不登校児童生徒数は学年を追うごとに増加している。
- 中学校1年生で新たに不登校となる生徒が多い。

学年別不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数のうち、前年度不登校に計上された人数（継続数）
及び今年度新たに不登校に計上された人数（新規数）

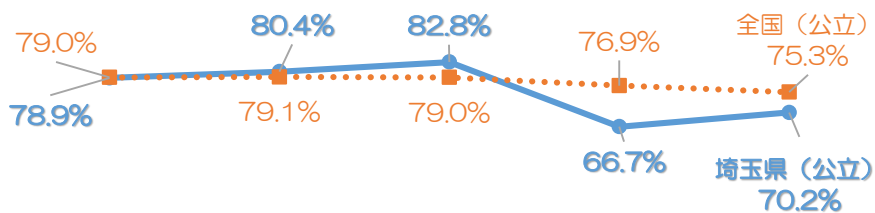


Ⅲ 不登校

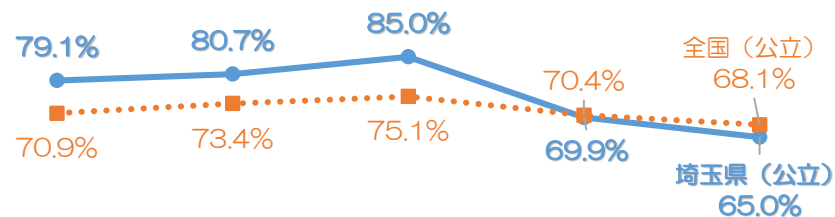
(3) 小・中学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数

- 小・中学校における、不登校児童生徒のうち「学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数」の割合は全国に比べて低い。
- 中学校においては、学校外で相談・指導等を受けた人数の割合が低い。

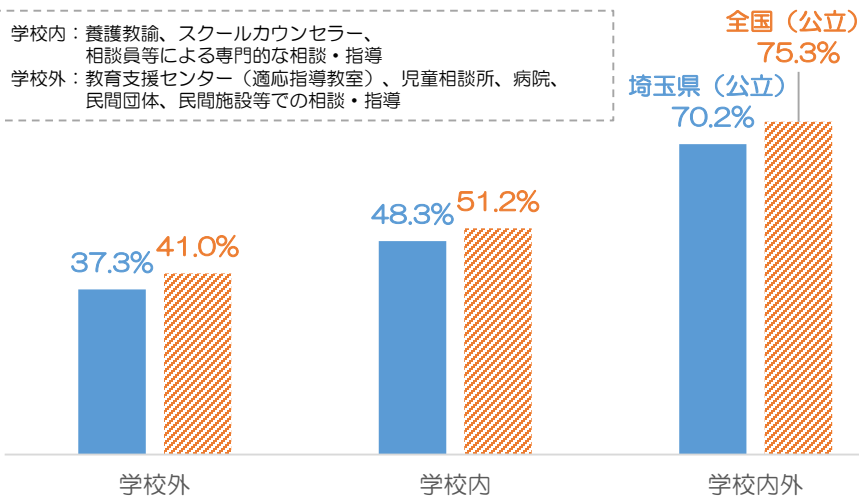
学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合の推移（小学校）



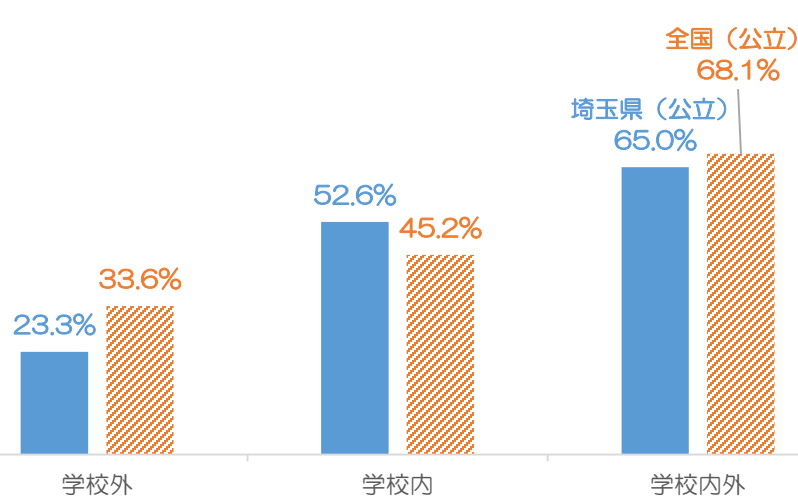
学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合の推移（中学校）



学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合（小学校）



学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合（中学校）



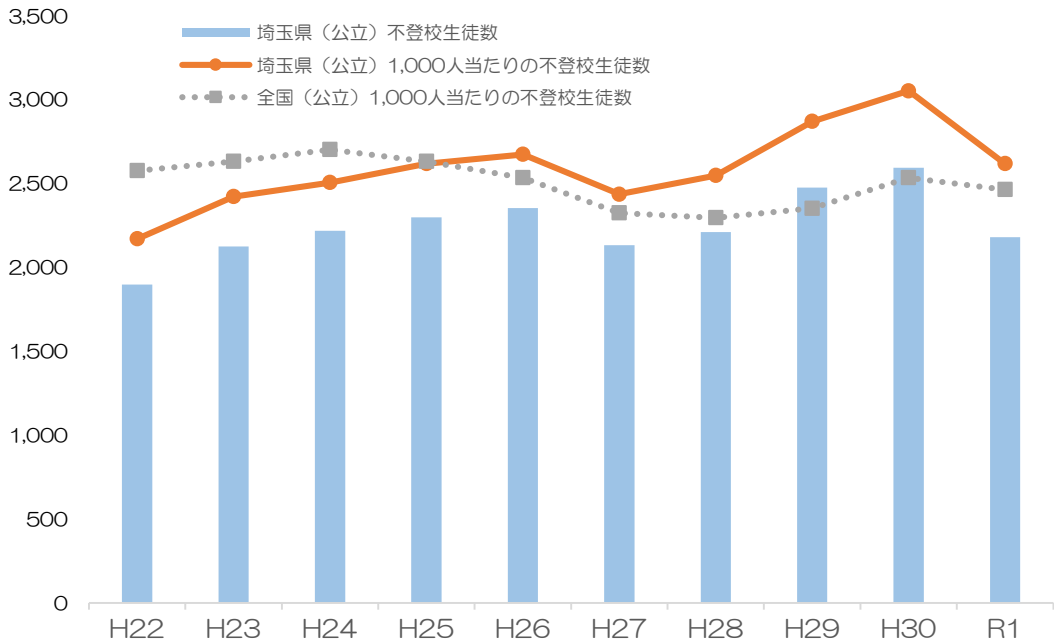
学校内：養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談・指導
 学校外：教育支援センター（適応指導教室）、児童相談所、病院、民間団体、民間施設等での相談・指導

Ⅲ 不登校

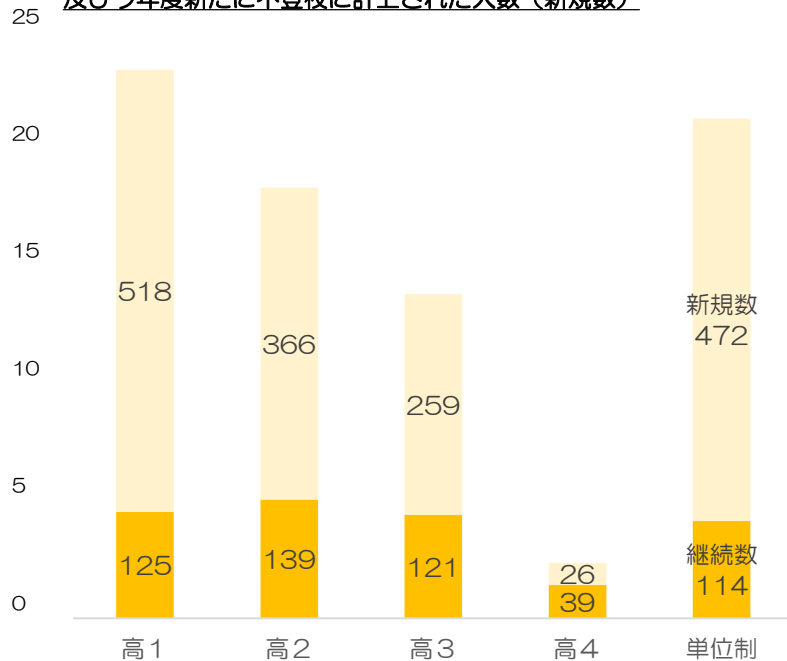
(4) 高等学校における不登校生徒数

- 高等学校における不登校生徒数は、2,179人（前年度2,594人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は18.7人（前年度21.8人）である。
- 高等学校においては、学年を追うごとに不登校生徒数は減少している。1年生で新たに不登校となる生徒が多い。

不登校生徒数の推移



不登校生徒数のうち、前年度不登校に計上された人数（継続数）及び今年度新たに不登校に計上された人数（新規数）



不登校生徒数

埼玉県(公立)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高等学校	1,898	2,124	2,219	2,299	2,353	2,132	2,210	2,476	2,594	2,179

1,000人当たりの不登校生徒数

埼玉県(公立)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高等学校	15.5	17.3	17.9	18.7	19.1	17.4	18.2	20.5	21.8	18.7

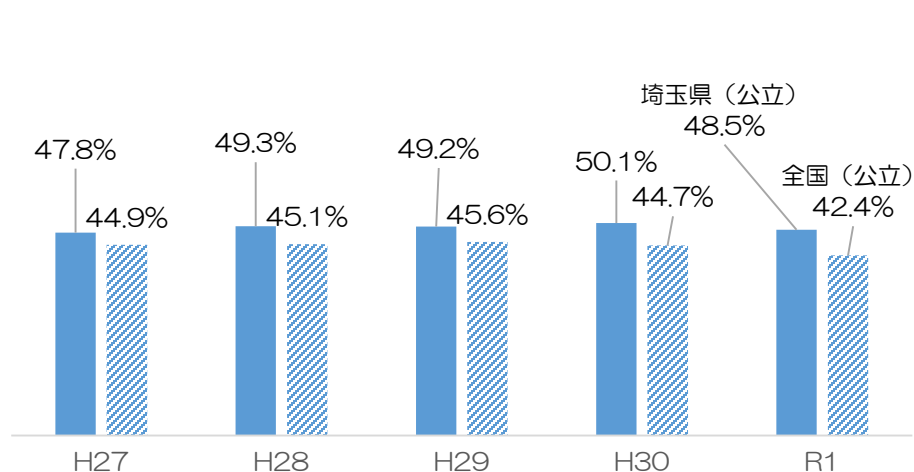
全国(公立)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高等学校	18.4	18.8	19.3	18.8	18.1	16.6	16.4	16.8	18.1	17.6

Ⅲ 不登校

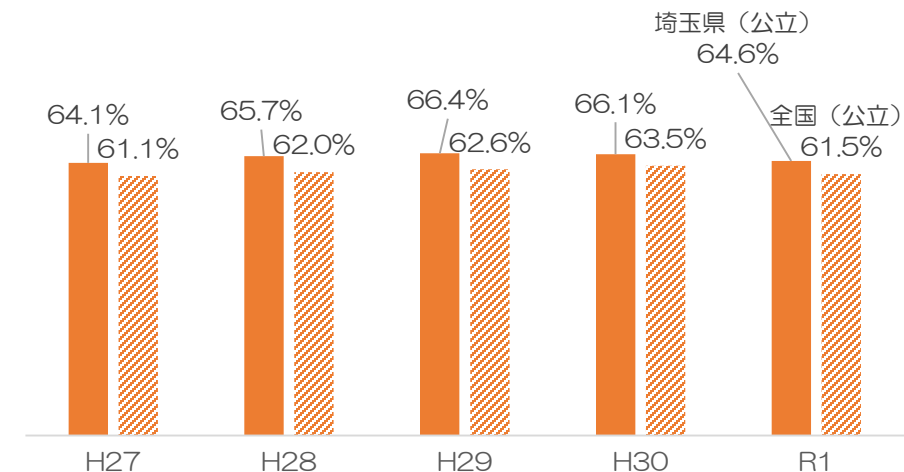
(5) 不登校児童生徒のうち 90日以上欠席した児童生徒数

- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席した児童生徒数の割合は、小学校48.5%、中学校64.6%、高等学校17.1%である。
- 小・中学校においては、全国に比べて割合も高く、長期に及ぶ不登校児童生徒数が多い。

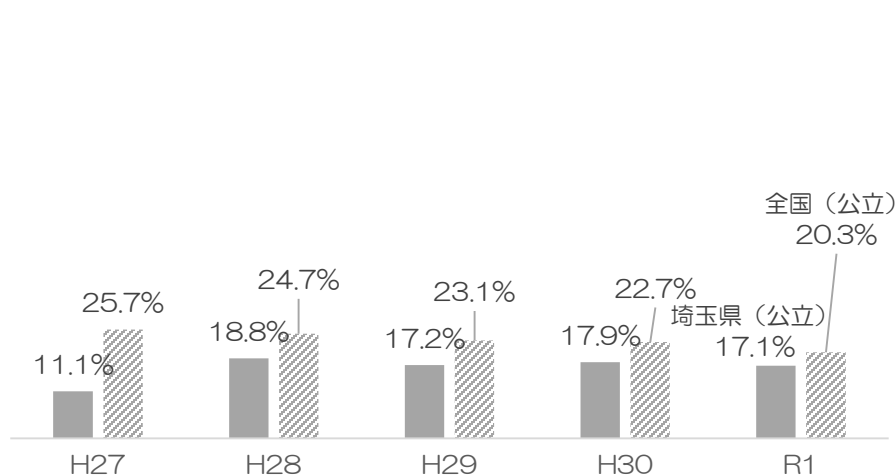
不登校児童のうち90日以上欠席した児童の割合（小学校）



不登校生徒のうち90日以上欠席した生徒の割合（中学校）



不登校生徒のうち90日以上欠席した生徒の割合（高等学校）



不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数

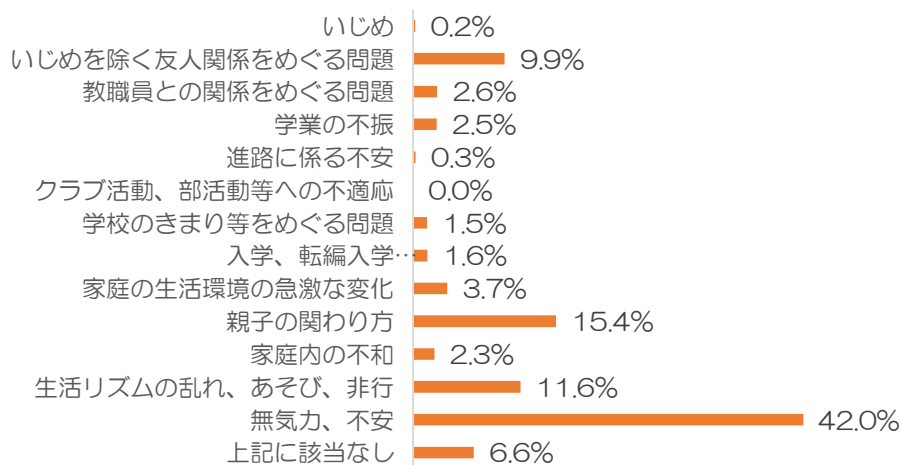
埼玉県（公立）	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	493	529	673	954	1,028
中学校	2,833	3,033	3,410	3,755	3,974
高等学校	236	416	427	465	373
合計	3,562	3,978	4,510	5,174	5,375

Ⅲ 不登校

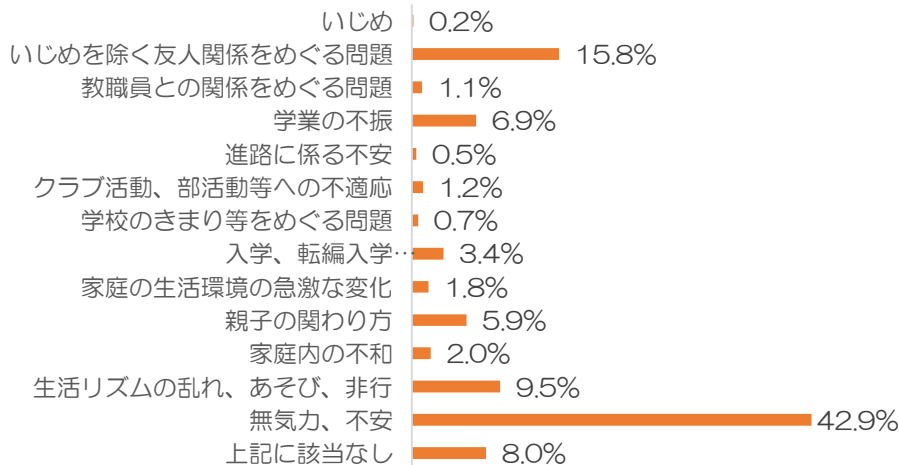
(6) 不登校の要因

- 小・中・高等学校ともに「無気力、不安」が最も多い。
- 高等学校においては、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の割合が小・中学校に比べて高い。

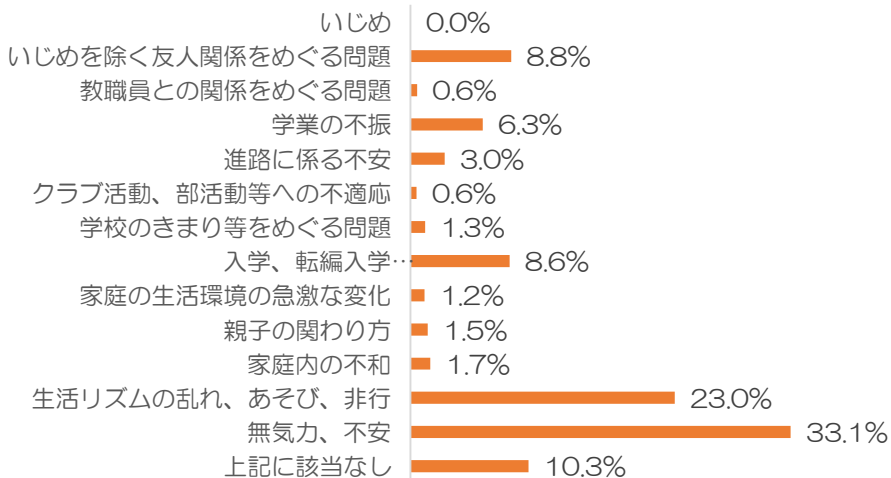
小学校



中学校



高等学校



不登校の要因 区分別人数

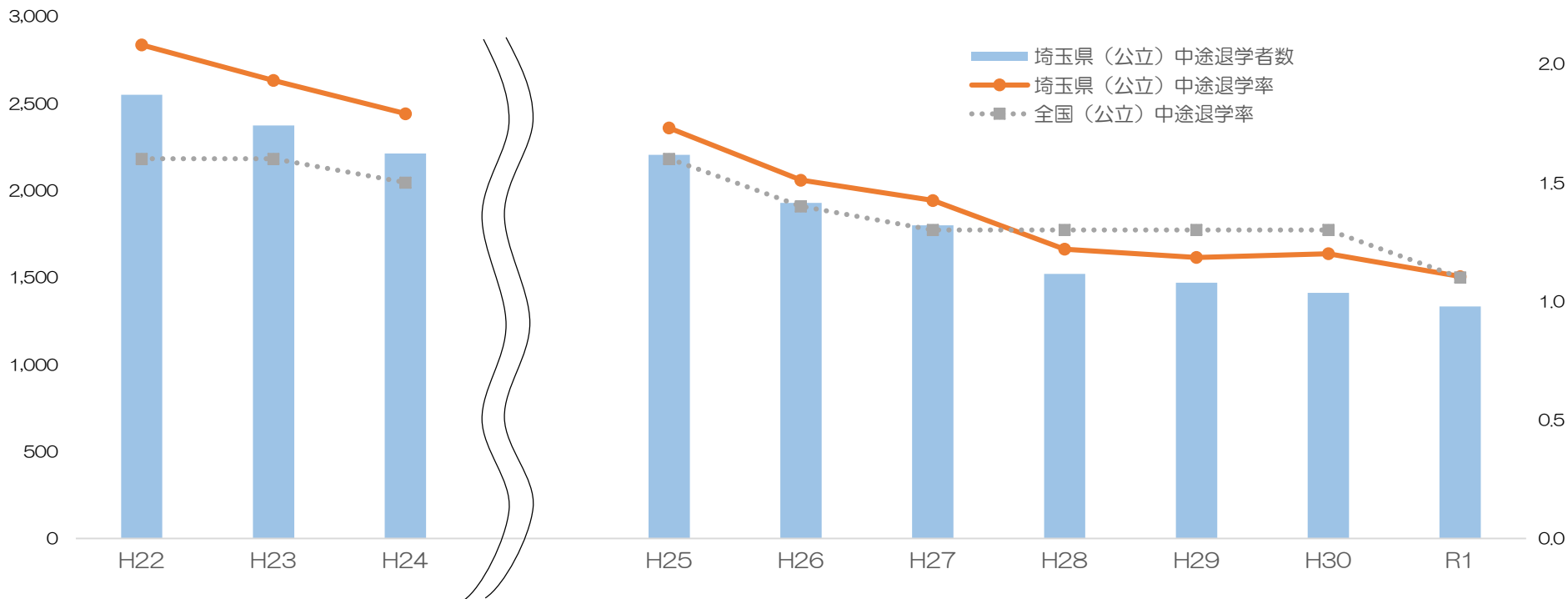
区分	小学校	中学校	高等学校
いじめ	5	12	1
いじめを除く友人関係をめぐる問題	209	974	191
教職員との関係をめぐる問題	55	68	13
学業の不振	54	426	137
進路に係る不安	6	31	65
クラブ活動、部活動等への不応	0	74	12
学校のきまり等をめぐる問題	32	42	28
入学、転編入学、進級時の不応	33	211	188
家庭の生活環境の急激な変化	78	110	27
親子の関わり方	326	362	33
家庭内の不和	49	125	38
生活リズムの乱れ、あそび、非行	245	584	501
無気力、不安	890	2,643	721
上記に該当なし	139	492	224
合計	2,121	6,154	2,179

IV 中途退学

(1) 高等学校における中途退学の状況

○ 高等学校における中途退学者数は、1,333人（前年度1,412人）であり、在籍者数に占める割合は1.1%（前年度1.2%）である。

中途退学者数・中途退学率の推移 ※平成25年度からは高等学校通信制課程も調査



中途退学者数

埼玉県（公立）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高等学校	2,550	2,374	2,212	2,204	1,929	1,800	1,521	1,469	1,412	1,333

中途退学率 ※在籍者数に占める中途退学者数の割合

埼玉県（公立）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高等学校	2.1	1.9	1.8	1.7	1.5	1.4	1.2	1.2	1.2	1.1

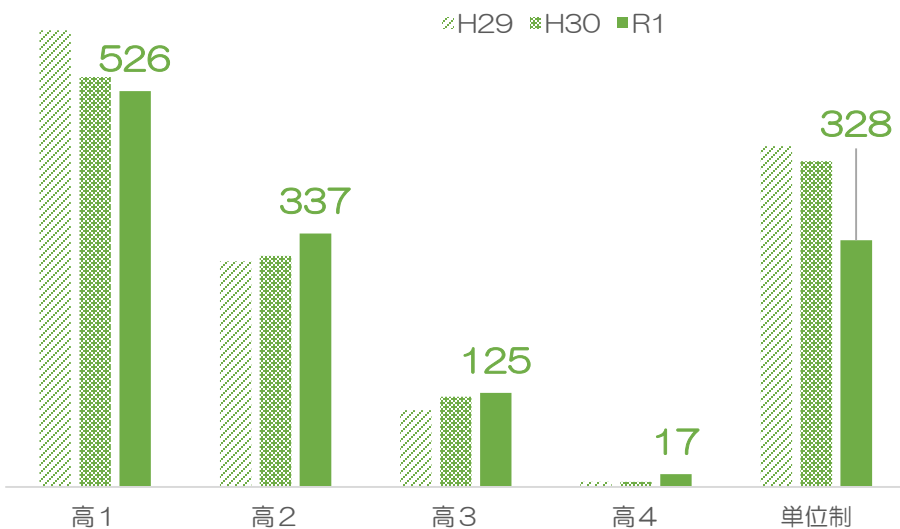
全国（公立）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高等学校	1.6	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.1

IV 中途退学

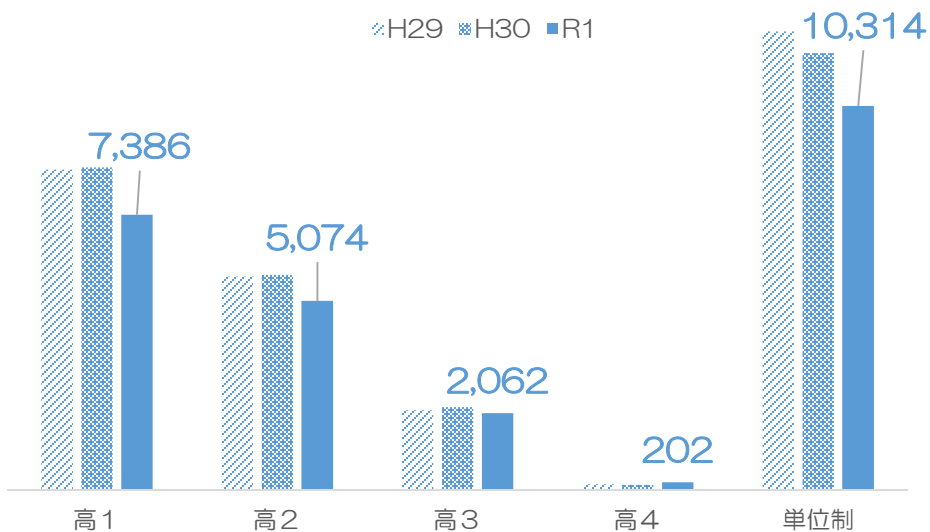
(2) 学年別中途退学者数

○ 学年別中途退学者数は、1年生が526人（前年度545人）であり、全体に占める割合が高い。

埼玉県（公立）



全国（公立）



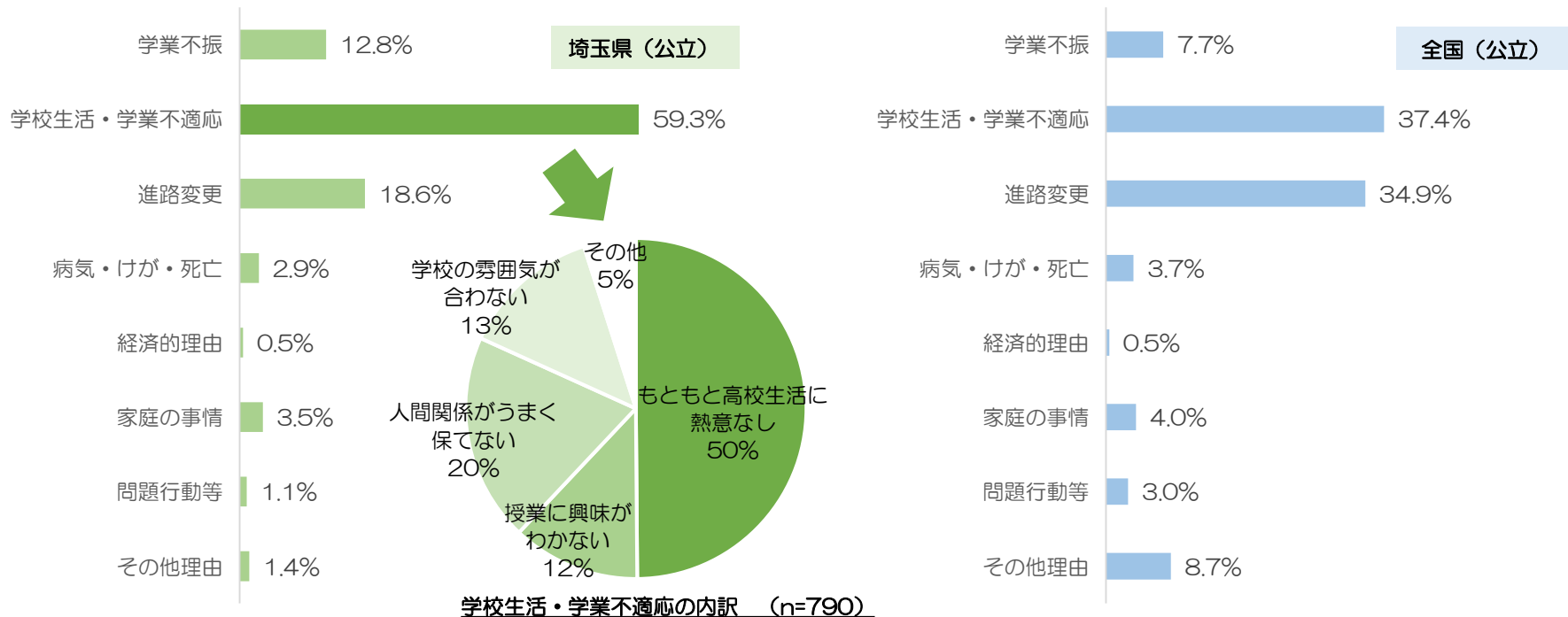
埼玉県（公立）	H29	H30	R1
高1	607	545	526
高2	300	307	337
高3	102	120	125
高4	7	7	17
単位制	453	433	328
合計	1,469	1,412	1,333

全国（公立）	H29	H30	R1
高1	8,598	8,659	7,386
高2	5,726	5,770	5,074
高3	2,136	2,219	2,062
高4	152	138	202
単位制	12,317	11,727	10,314
合計	28,929	28,513	25,038

IV 中途退学 (3) 中途退学の事由

○ 高等学校における中途退学の事由は「学校生活・学業不適應」が最も多く、全国と比較をしても高い割合である。

事由別中途退学者数の割合



事由別中途退学者数

埼玉県（公立）	合計	学校生活・学業不適應の内訳				
		全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制
学業不振	171	93	40	6	31	1
学校生活・学業不適應	790	351	215	41	175	8
進路変更	248	115	28	4	81	20
病気・けが・死亡	38	22	6	0	6	4
経済的理由	7	2	0	0	5	0
家庭の事情	46	15	7	3	21	0
問題行動等	14	8	1	0	5	0
その他理由	19	6	3	0	10	0
合計	1,333	612	300	54	334	33

「学校生活・学業不適應」の内訳

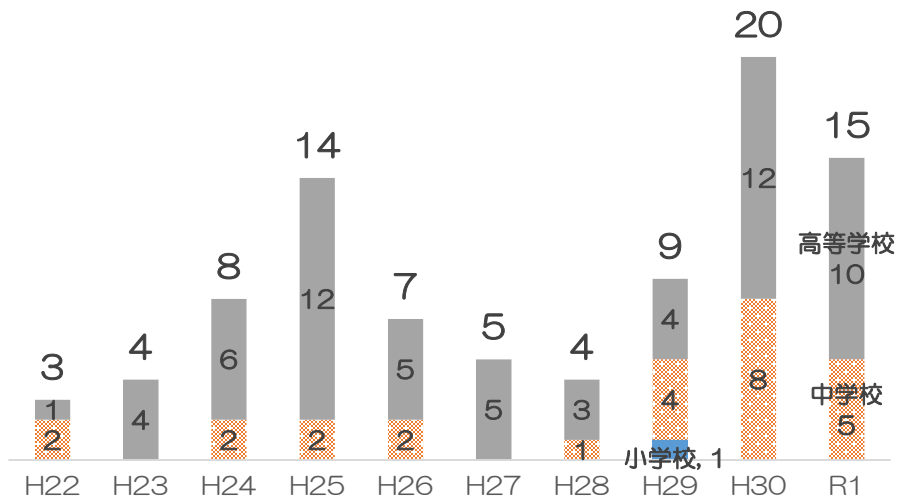
埼玉県（公立）	合計	学校生活・学業不適應の内訳				
		全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制
もともと高校生活に熱意なし	394	136	114	16	128	0
授業に興味がない	96	43	30	5	16	2
人間関係がうまく保てない	156	103	31	6	16	0
学校の雰囲気が合わない	105	53	30	11	11	0
その他	39	16	10	3	4	6
合計	790	351	215	41	175	8

V 自殺

(1) 自殺の状況

○ 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は15人である。（前年度20人）

小・中・高等学校における児童生徒の自殺者数の推移



小・中・高等学校における児童生徒の自殺者数

埼玉県（公立）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
中学校	2	0	2	2	2	0	1	4	8	5
高等学校	1	4	6	12	5	5	3	4	12	10
合計	3	4	8	14	7	5	4	9	20	15

埼玉県の主な取組

1 スクールカウンセラーの配置充実

- 令和2年度は、政令市を除く小学校702校、中学校355校、義務教育学校1校に配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校16校、定時制高等学校10校の配置を始めとして、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に20名、総合教育センターに2名配置している。

2 スクールソーシャルワーカーの配置充実

- 令和2年度は、政令市、中核市を除いた59市町村に76名配置している。
- 県立高等学校、県立特別支援学校からの要請に対応するため、定時制高等学校8校に8名、教育事務所4所に4名配置している。
- スクールソーシャルワーカーに対し支援、援助をするため、教育局生徒指導課にスーパーバイザー2名を配置している。

3 24時間対応する電話相談事業

- いじめ、不登校問題などの悩みを抱えた児童生徒、保護者等のため、「子ども用フリーダイヤル」と「保護者用ダイヤル」による電話教育相談を24時間、365日実施している。
- 相談内容としては、学校生活や家庭環境に関するもの、いじめ、不登校に関するものが増えており、令和元年度は11,270件の相談を受けた。

4 SNSを活用した教育相談事業

- スマートフォンの普及やSNS等の利用拡大による若年層のコミュニケーション手段の変化を踏まえ、令和2年度においては、さいたま市立学校を除く県内全ての国立・私立・公立の中学校・高校に在籍している生徒を対象に実施している。
- 寄せられる相談は、友人関係に対する悩みや不安が最も多く、10月末時点で、延べ588件の相談に対応している。

埼玉県の主な取組

5 生徒指導ハンドブック等の活用

- 「いじめ、自殺、暴力行為における対応のポイント」や「学校ですぐ活用できるアンケートやチェックリスト」などを掲載した生徒指導ハンドブック「I's2019」を作成し、令和元年度当初に、さいたま市を除く県内公立学校、各市町村教育委員会、県内関係課所に送付し、生徒指導課のホームページにも公開している。

6 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- 不登校児童生徒や保護者の不安や悩みを軽減するため、「保護者と教員のための不登校セミナー」を令和元年度に2回実施している。
- 講演やパネルディスカッションによって、児童生徒や保護者への支援方法を知る機会を設けたり、悩み相談、進路相談、フリースクールやサポート校等の紹介をする機会を設けたりすることで、登校復帰又は社会的自立につながる支援に努めている。

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を懸念し、セミナーを中止とし、その代替として、不登校に悩む子供たちとその保護者に向けて、不登校の子供への支援に関する情報を発信するためのサイトを開設した。

7 中途退学に対する関連事業（地域若者サポートステーションとの連携）

- 「地域の多様な人材との連携による高校生自立支援事業」により、地域若者サポートステーションと連携し、面接指導、ソーシャルスキルトレーニング、社会体験活動を行い、中途退学の防止に取り組んでいる。
- やむを得ず中途退学となった生徒に対しても、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験などにより、切れ目のない支援を行っている。